

テレビ視聴サービス契約約款

目 次

第 1 章 総則	3
第 1 条（約款の適用）	3
第 2 条（約款の変更）	3
第 3 条（用語の定義）	3
第 2 章 契約	6
第 4 条（契約の単位）	6
第 5 条（契約の成立）	6
第 6 条（契約内容の変更）	7
第 7 条（申込内容の変更）	7
第 8 条（契約の有効期間）	7
第 3 章 契約の解除等	8
第 9 条（テレビ視聴サービスの利用の一時中断）	8
第 10 条（テレビ視聴サービス契約者が行う契約の解除）	8
第 11 条（当社が行う契約の解除等）	9
第 4 章 設備等	10
第 12 条（設備の設置、維持及び撤去に関する費用負担）	10
第 13 条（設置場所の無償使用）	10
第 14 条（便宜の供与）	10
第 15 条（故障及び維持管理等）	11
第 5 章 料金等	11
第 16 条（料金等）	11
第 17 条（延滞利息）	12
第 6 章 禁止事項等	13
第 18 条（禁止事項）	13
第 19 条（免責事項）	13
第 7 章 契約者個人情報の取扱い	13
第 20 条（契約者個人情報の取扱い）	13
第 21 条（契約者個人情報の利用目的等）	14
第 22 条（契約者個人データの第三者提供）	15
第 23 条（契約者個人情報の共同利用）	16
第 24 条（契約者個人情報の取扱の委託）	16
第 25 条（安全管理措置）	17
第 26 条（本人による開示の求め）	17
第 27 条（本人による利用停止等の求め）	17
第 28 条（本人確認と代理人による求め）	18
第 29 条（本人の求めに係る手数料）	18
第 30 条（苦情処理）	19

第31条（本人が行う求め及び苦情等の受付窓口）	19
第32条（保存期間）	19
第33条（契約者個人データの漏えい等があった場合の措置）	19
第8章 その他	19
第34条（他の契約に係る個人情報の利用等）	19
第35条（権利の譲渡）	20
第36条（契約上の地位の承継）	20
第37条（準拠法・合意管轄）	20
第9章 建物一括契約プラン型料金適用に係る特約条項	21
第38条（特約の適用範囲）	21
第39条（テレビ視聴サービス契約者の義務等）	21
第40条（免責事項）	21

第1章 総則

第1条（約款の適用）

スカパーJ S A T株式会社（以下「当社」といいます。）は、このテレビ視聴サービス契約約款（以下「本約款」といいます。）により、テレビ視聴サービスを提供します。ただし、別段の合意がある場合は、その合意に基づく料金その他の提供条件によります。

第2条（約款の変更）

- 1 当社は、加入者の一般の利益に適合する場合、又はテレビ視聴サービスの提供環境の変化、法令の変更その他相当の事由があるなど、本約款の目的、変更の必要性、変更後の内容の相当性等を考慮して合理的であると判断した場合には、所管管轄大臣への届出のうえ本約款を変更することがあります。この場合、テレビ視聴サービス契約者は、変更後の約款の適用を受けるものとします。
- 2 当社は、本約款を変更する場合には、変更後の当該約款の内容及びその効力発生時期を加入者に周知するものとします。

第3条（用語の定義）

本約款において使用する用語は、放送法（昭和25年法律第132号。その後の改正を含み、以下「法」といいます。）において使用する用語の例によるほか、それぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1.テレビ視聴サービス	業務区域内において、当社が提供する地上放送、BS放送、FM放送等の同時再放送による放送サービス（業務区域及び放送サービスの内容は別表第1号及び第2号にて規定されるものとします。）であって、当社と契約を締結することにより利用可能となるもの
2.テレビ視聴サービス契約	テレビ視聴サービスの提供を受けることを目的として当社と締結される契約
3.テレビ視聴サービス契約者	当社とテレビ視聴サービス契約を締結した者
4.テレビ視聴サービス申込者	当社にテレビ視聴サービス契約の申込みをする者
5.プレミアムサービス光	業務区域内において、東経124度及び128度に位置する通信衛星を用いたデジタル放送の同時再放送により有料で提供されるオプションチャンネル、オプションパック、オプションセット、PPV、PPD及びPPSによって構成される当社の放送サービスであって、当社と契約を締結した場合にのみ視聴可能となるもの
6.プレミアムサービス光契約	プレミアムサービス光の提供を受けることを目的として当社と締結される契約

7.プレミアムサービス光用受信機等レンタルサービス	プレミアムサービス光の提供を受けるにあたり必要な受信機及びその付属品の貸与等のサービス
8.プレミアムサービス光用受信機等レンタルサービス契約	プレミアムサービス光用受信機等レンタルサービスの提供を受けることを目的として当社と締結される契約
9.テレビ伝送サービス契約	フレッツ・テレビ伝送サービスの提供を受けることを目的として、東日本電信電話株式会社もしくは西日本電信電話株式会社と締結する契約、又はフレッツ・テレビ伝送サービスに準じたサービスの提供を受けることを目的として、東日本電信電話株式会社もしくは西日本電信電話株式会社と「光コラボレーションに関する契約」を締結した事業者、又は当該事業者と「光コラボレーションに関する契約」に準じた契約を締結した事業者(以下、総称して「光コラボ事業者」といいます。)と締結する契約
10.テレビ伝送サービス契約者	テレビ伝送サービス契約を締結した者
11.契約者個人情報	<p>生存するテレビ視聴サービス契約者（本約款においてはテレビ視聴サービス申込者及び解除等によりテレビ視聴サービス契約が終了したテレビ視聴サービス契約者を含みます。）個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>① 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画もしくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式をいいます。）で作られる記録をいいます。）に記載され、もしくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除きます。）をいいます。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含みます。）</p> <p>② 個人識別符号（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。その後の改正を含み、以下「個人情報保護法」といいます。）第2条第2項に定めるもの。以下同じ。）が含ま</p>

	れるもの
12.要配慮契約者個人情報	本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。その後の改正を含み、以下「個人情報保護法施行令」といいます。）第2条で定める記述等が含まれる契約者個人情報
13.契約者個人データ	個人情報データベース等（個人情報保護法第16条第1項に定めるもの）を構成する契約者個人情報
14.保有契約者個人データ	当社が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する契約者個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして個人情報保護法施行令第5条で定めるもの以外のもの
15.匿名加工契約者情報	次に掲げる個人情報の区分に応じて次のとおり定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの ① 第11号①に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含みます。） ② 第11号②に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含みます。）
16.仮名加工契約者情報	第11号に定める契約者個人情報につき、個人情報保護委員会規則に定める基準に従った措置を講じて、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報
17.電気通信事業者	電気通信事業法に基づいて、当社に対して電気通信役務を提供する者

18.V-ONU (Video Optical Network Unit)	電気通信事業者が住宅内に設置する回線終端装置
19.当社設備	テレビ視聴サービスを提供するために必要となる、当社の放送番組を再放送するための設備とテレビ視聴サービス契約者の敷地内のV-ONUとの間に設置する当社の設備
20.契約者設備	V-ONUの出力端子からテレビ受像機等に至るまでのテレビ視聴サービス契約者の設備
21.他の放送事業者	デジタル放送に係る有料放送役務を提供する当社以外の事業者であって、当社を代理人とする者
22.別契約	当社又は当社を代理人とする他の事業者（他の放送事業者を含みます、以下同じ）が提供する、デジタル放送に係る有料放送役務その他の放送・通信に係る契約、放送受信機器等に係る契約又はこれらに関連・付随する契約（合理的に関連性があると認められるものに限る）

第2章 契約

第4条（契約の単位）

- 1 テレビ視聴サービス契約の単位は、V-ONU 1台を1の契約の単位とします。
- 2 テレビ視聴サービス契約は原則として、テレビ視聴サービス契約者と同一の世帯の者が視聴することを目的（以下「世帯視聴目的」といいます。）として締結されます。ただし、当社は業務等で不特定もしくは多数の者が視聴できるように使用し、又は同時送信もしくは再分配で使用することを目的とする場合等世帯視聴目的以外の場合においても、その利用方法、条件によっては、認める場合があります。
- 3 前項に規定する世帯とは、住居もしくは生計を共にする者の集まり又は独立して住居もしくは生計を維持する単身者とします。

第5条（契約の成立）

- 1 テレビ視聴サービス申込者は、テレビ視聴サービス契約の申込みにあたっては、当社が別に定める方法により、当社又は当社が指定する者に申込みを行うものとします。また、テレビ視聴サービス契約の申込みは、テレビ伝送サービス契約を締結していること又は当該申込みと同時にテレビ伝送サービス契約を締結することが必要となります。
- 2 テレビ視聴サービス契約は、テレビ視聴サービス申込者が前項に規定する申込みを行い、当社がその内容を確認後、承諾することによって成立します。なお、当社又は当社が指定する者は、テレビ視聴サービス申込者が当該申込みにあたって当社又は当社が指定する者に対して提供した事項に従ってテレビ視聴サービスを提供することによって免責されるものとし、これと異なる事項については何らの責任を負わないものとします。

- 3 当社は、V-ONU の設置又はテレビ視聴サービスの提供に係る電波を発信した日をもって当該申込みを承諾するものとします。なお、当社が別に定める場合には、それによるものとします。
- また、当社又は当社が指定する者は、法第150条の2に定める書面の交付対象となるテレビ視聴サービス申込者に対しては、同条に従い当該書面を作成し交付します。
- 4 当社は、次の各号に掲げる場合においては、テレビ視聴サービス契約の申込みを承諾しないことがあります。
- (1) テレビ伝送サービス契約を締結していない場合又はテレビ視聴サービス契約の申込みと同時にテレビ伝送サービス契約を締結しない場合
 - (2) テレビ視聴サービスを提供すること又は保守することが技術的に困難な場合
 - (3) テレビ視聴サービス申込者がテレビ視聴サービス契約に基づく債務の履行を怠るおそれがあると認められる相当の理由がある場合
 - (4) テレビ視聴サービス申込者がテレビ視聴サービスに関し、著作権その他の知的財産権、その他当社の権利を侵害し、又は利益を損なうおそれがあると認められる相当の理由がある場合
 - (5) その他テレビ視聴サービス申込者が本約款に違反するおそれがあると認められる相当の理由がある場合
 - (6) テレビ視聴サービス申込者がテレビ視聴サービスを法及び他の法令に反する目的で利用し、又は利用するおそれがあると認められる場合
 - (7) テレビ視聴サービス申込者が未成年であり、テレビ視聴サービス契約の申込みにつき、親権者の承諾を得ていない場合
 - (8) テレビ視聴サービス申込者が、第10条に規定する初期契約解除を法第150条の3の制度趣旨を逸脱し、意図的に繰り返していると認められる場合

第6条（契約内容の変更）

テレビ視聴サービス契約者は、契約内容の変更を請求することができます。かかる請求があった場合には、当社は、前条の規定に準じて取り扱います。

第7条（申込内容の変更）

テレビ視聴サービス契約の申込みに際し、氏名、住所、電話番号等当社又は当社が指定する者に対して告げた事項に変更が生じた場合においては、テレビ視聴サービス契約者は、直ちに当社の指定する方法により、当社又は当社が指定する者に対して変更の通知をしなければなりません。ただし、その変更があったにもかかわらず、当社又は当社が指定する者に対する通知がないときは、第11条（当社が行う契約の解除等）その他本約款で規定する当社又は当社が指定する者からの通知については、当社に届出をしている氏名、名称、住所もしくは居所等への通知をもって、その通知を行ったものとみなします。

第8条（契約の有効期間）

テレビ視聴サービス契約の有効期間は、契約成立の日から契約成立の日の属する月

の翌月の初日より1年を経過した日までとし、有効期間の満了する日の属する月の初日の前日までにテレビ視聴サービス契約者から更新拒絶の意思表示がない場合においては、テレビ視聴サービス契約は、さらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。

第3章 契約の解除等

第9条（テレビ視聴サービスの利用の一時中断）

当社は、テレビ視聴サービス契約者から請求があったとき（テレビ伝送サービスの利用の一時中断と同時に請求されるものであって、テレビ伝送サービスの利用の一時中断が認められたときに限ります。）は、テレビ視聴サービスの利用の一時中断を行います。

第10条（テレビ視聴サービス契約者が行う契約の解除）

- 1 テレビ視聴サービス契約者は、当社又は当社の指定する者が法第150条の2に基づき送付した書面（以下「契約書面」といいます。）を受領した日から起算して8日を経過するまでの間、書面によりテレビ視聴サービス契約の解除（以下「初期契約解除」といいます。）を行うことができます。
- 2 初期契約解除は、テレビ視聴サービス契約者が解除を行う旨の書面を発したときに、その効力を生じます。
- 3 初期契約解除を行った場合、テレビ視聴サービス契約者は損害賠償若しくは違約金その他金銭等を請求されることはありません。ただし、当社は、テレビ視聴サービス契約者に対して、システム登録等の契約手続きに要する費用として、別表第3号⑤に規定するカスタマーセンター契約手続き費用を請求します。
- 4 当社又は当社が指定する者が初期契約解除に関する事項につき不実のことを告げたことによりテレビ視聴サービス契約者が告げられた内容が事実であるとの誤認をし、第1項の期間を経過するまでの間に初期契約解除が行われなかった場合、あらためて初期契約解除に関する事項を含む契約書面を送付します。この場合、テレビ視聴サービス契約者は、当該契約書面を受領した日から起算して8日を経過するまでの間、書面により初期契約解除を行うことができます。
- 5 テレビ視聴サービス契約者は、初期契約解除を希望する場合は、契約書面に記載の手続きに基づき、当社又は当社が指定する者に対して、書面を送付する必要があります。
- 6 前項までの規定に関わらず、テレビ視聴サービス契約者は、放送法施行規則第175条の3第1項各号に該当する場合においては、初期契約解除を行うことができません。
- 7 テレビ視聴サービス契約者は、テレビ視聴サービス契約を解除しようとする場合においては、その月末をもって解除を希望する月の初日の前日までに、当社又は当社が指定する者に通知しなければなりません。この場合において、当該通知に係るテレビ視聴サービス契約は、V-ONUの撤去又はテレビ視聴サービスの提供に係る電波を停止した日の属する月の末日をもって解除されるものとします。ただし、第1

項又は第4項に規定する場合においては、この限りではありません。また、テレビ視聴サービス契約者は、V-ONU等の当社への返還義務を負い、当社又は当社が指定する者が行う当社設備の撤去等解除に伴う作業に協力しなければなりません。

- 8 前項に基づきテレビ視聴サービス契約者がテレビ視聴サービス契約を解除し、1年以内に再度当社と契約を締結する場合においては、テレビ視聴サービス登録料の支払は不要です。
- 9 テレビ視聴サービス契約を再度締結する時期が、第7項に基づく契約の解除後1年を越える場合においては、当社は、当該契約を新たなテレビ視聴サービス契約として扱います。

第11条（当社が行う契約の解除等）

- 1 当社は、テレビ視聴サービス契約者が本約款に基づく債務の履行を怠った場合、その他本約款に違反した場合においては、相当の期間を定めて催告の上、テレビ視聴サービス契約者に対するテレビ視聴サービスの提供を停止し、さらにテレビ視聴サービス契約を解除できるものとします。なお、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社もしくは光コラボ事業者がテレビ視聴サービス契約者に対するテレビ伝送サービスの提供を停止した場合、当社は、テレビ視聴サービス契約者に対するテレビ視聴サービスの提供を停止します。また、テレビ視聴サービス契約者は、当該停止又は解除の日にかかわらず、当該日の属する月までの第16条に定める料金等を当社に支払わなければなりません。
- 2 次の各号に掲げる事由により、テレビ視聴サービスの提供が不可能な事態が生じた場合においては、テレビ視聴サービス契約は終了するものとします。
 - (1) 当社の一般放送事業者としての登録が取消された場合
 - (2) 電気通信事業者の通信免許が取消され、又は再免許が拒否された場合
 - (3) 当社設備に回復不能の損害が生じた場合
 - (4) 当社と電気通信事業者との間の回線利用契約が履行されない場合
 - (5) その他当社によるテレビ視聴サービスの提供が客観的に不可能な事態が生じた場合
 - (6) 東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社もしくは光コラボ事業者との間で締結しているテレビ伝送サービス契約が終了した場合
- 3 当社は、天災、事変等により、テレビ視聴サービス契約者がテレビ視聴サービスの提供を受けることが著しく困難であると認められる事態が生じた場合であって、かつ、当社がテレビ視聴サービス契約者のテレビ視聴サービス契約の継続に係る意思を確認することが困難であるときは、テレビ視聴サービス契約者に対するテレビ視聴サービスの提供を停止することがあります。また、かかるテレビ視聴サービスの提供の停止後、当社が定める期間を経過した場合であって、かつ、当社がテレビ視聴サービス契約者のテレビ視聴サービス契約の継続に係る意思を確認することが困難であるときは、当該期間経過をもって、テレビ視聴サービス契約は終了するものとします。
- 4 当社は、次の各号に掲げる場合においては、テレビ視聴サービス契約者に対するテレビ視聴サービスの提供を停止して、テレビ視聴サービス契約を解除できるものと

します。

- (1) テレビ視聴サービス契約者が、当社の提供するテレビ視聴サービスを業務等で不特定もしくは多数のものが視聴できるように使用し、又は同時送信もしくは再分配で使用することを目的とする場合等の世帯視聴目的以外で使用する場合（第4条第2項に基づき、当社が認めた場合を除きます。）
 - (2) テレビ視聴サービス契約者が第18条第1項に規定した禁止事項を行った場合又は行うおそれがあると認められる場合
- 5 第1項に基づきテレビ視聴サービス契約を解除された者がテレビ視聴サービス契約の再締結を希望する場合においては、解除された原因を除去することが必要です。当社が、テレビ視聴サービス契約の再締結を認めるときは、新たなテレビ視聴サービス契約を締結するものとします。
 - 6 第4項に基づきテレビ視聴サービス契約が解除された場合においては、当社は、解除の月の料金等を請求し、既に支払われた料金等がある場合にはこれを払い戻しません。
 - 7 テレビ視聴サービス契約が、その理由の如何を問わず終了した場合、テレビ視聴サービス契約者は、V-ONU等の当社への返還義務を負い、当社又は当社が指定する者が行う当社設備の撤去等解除に伴う作業に協力しなければなりません。

第4章 設備等

第12条（設備の設置、維持及び撤去に関する費用負担）

- 1 当社は、当社設備を保有し、当社の責任において、当社設備を設置し、維持管理します。ただし、契約者設備については、テレビ視聴サービス契約者が、その費用と責任において設置、維持管理及び撤去等を行うものとします。
- 2 V-ONUの設置場所の変更等、テレビ視聴サービス契約者の各種変更の希望により、当社設備に工事等が生じた場合には、かかる工事等に要する費用はテレビ視聴サービス契約者の負担とします。

第13条（設置場所の無償使用）

- 1 当社は、当社設備を設置するために必要最小限度の範囲内において、テレビ視聴サービス契約者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物及び電源等は無償で使用できるものとします。
- 2 テレビ視聴サービス契約者は、テレビ視聴サービス契約の締結について、地主、家主、その他の利害関係人があるときには、あらかじめ必要な承諾を得ておくものとし、地主、家主、その他の利害関係人に対する関係において一切の責任を負うものとします。

第14条（便宜の供与）

テレビ視聴サービス契約者は、当社又は当社が指定する者が当社設備及び契約者設備の検査、修復、撤去等を行うために、テレビ視聴サービス契約者の敷地、家屋、構築物等の出入りについて協力を求めた場合は適宜これに応じるものとします。

第15条（故障及び維持管理等）

- 1 テレビ視聴サービスの提供に際し、視聴障害が生じた場合、テレビ視聴サービス契約者は、契約者設備に当該視聴障害の原因がないことを確認した後、速やかに当社又は当社が指定する者に対して通知しなければなりません。この場合において、当社又は当社が指定する者は、速やかにテレビ視聴サービスの提供に係る電波の発信状況を調査し、当社設備に当該視聴障害の原因が認められた場合には、当社の責任と費用において必要な措置を講じるものとします。ただし、視聴障害原因がテレビ視聴サービス契約者及び当社又は当社が指定する者以外の第三者の責めに帰すべき事由による場合には、当社又は当社が指定する者は一切の責任を負いません。また、視聴障害の原因が当社又は当社が指定する者以外の者の行為又はテレビ受像機に起因するときは、テレビ視聴サービス契約者は、当社又は当社が指定する者がこれらの調査（調査にともない派遣に要した費用を含みます。）又は措置に要した費用を負担するものとします。
- 2 当社は、当社設備の維持管理にともない、テレビ視聴サービスの提供に係る電波の発信を一時的に中止することがあります。この場合においては、当社又は当社が指定する者は、原則として事前にその旨を当社が別途定める方法で通知するものとします。
- 3 当社は、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社もしくは光コラボ事業者が提供するテレビ伝送サービスの利用が中止された場合、理由の如何を問わず、テレビ視聴サービスの提供に係る電波を中止いたします。

第5章 料金等

第16条（料金等）

- 1 テレビ視聴サービス契約者は、別表第3号①に規定するテレビ視聴サービス登録料、別表第3号②に規定するテレビ視聴サービス利用料（以下、テレビ視聴サービス登録料とテレビ視聴サービス利用料を「料金等」と総称します。）を、別表第4号の支払方法及び支払日の規定に従い、当社に支払うものとします。ただし、建物一括契約プラン型の料金の適用を受けるテレビ視聴サービス契約者は、別表第3号④に規定する建物一括契約プラン型料金を、別表第4号の支払方法及び支払日の規定に従い、当社に支払うものとします。
- 2 前項ただし書の建物一括契約プラン型料金が適用される場合とは、テレビ視聴サービス契約に際し、建物一括契約プラン型料金適用の申込みをなし、当社がその適用を認めた場合をいい、当社は、次の各号に掲げる場合を除き、その適用を認めるものとします。ただし、テレビ視聴サービス契約者が契約するテレビ伝送サービス契約の料金に建物一括契約型料金が適用されている場合には、建物一括契約プラン型料金適用の申込みがない場合であっても、当社は、別表第3号④に規定する建物一括契約プラン型料金をテレビ視聴サービス契約者に適用するものとします。
 - （1）テレビ伝送サービス契約において、建物一括契約型料金が適用されない場合
 - （2）建物一括契約プラン型料金の適用が、技術的に困難である場合又は当社の業

務遂行上著しく困難である場合

- 3 テレビ視聴サービス契約者は、その契約に基づいて、当社がテレビ視聴サービスの提供を開始した日を含む月の翌月の初日から起算して、テレビ視聴サービス契約の解除があった日を含む月の末日までの期間について、料金等の支払いを要するものとし、また、テレビ視聴サービスの提供を開始した日と解除のあった日が同一の日又は同一の月である場合は、1ヶ月分の料金等の支払いを要します。
- 4 前項の期間においてテレビ視聴サービスの利用の一時中断等によりテレビ視聴サービスを利用することができない状態が生じたときの料金等の支払いは、次の各号に掲げるとおりとします。
 - (1) テレビ視聴サービスの利用の一時中断をしたときは、テレビ視聴サービス契約者は、その期間中の料金等の支払いを要します。
 - (2) テレビ視聴サービスの利用停止があったときは、テレビ視聴サービス契約者は、その期間中の料金等の支払いを要します。
 - (3) 前二号の規定によるほか、テレビ視聴サービス契約者は、第6項の場合を除き、テレビ視聴サービスを利用できなかった期間中の料金等の支払いを要します。
- 5 当社は、本約款の所管管轄大臣への届出により、料金等を改定することがあります。この場合においては、当社又は当社が指定する者は、テレビ視聴サービス契約者に対して改定された料金等を適用する1ヶ月前までに改定された料金等を通知するものとし、
- 6 テレビ視聴サービス契約者の責に帰さない事由により、テレビ視聴サービスを月のうち半分以上利用できなかった場合には、当社は、当該テレビ視聴サービスに係る当該月分の料金等を請求しないものとし、ただし、当社が別途定める場合はこれによるものとし、
- 7 料金等には、日本放送協会（NHK）の定める受信規約に基づく放送受信料は含まれません。
- 8 料金等には、BS デジタル放送サービス及び CS デジタル放送サービス（110度 BS・CS デジタル放送サービスその他の CS デジタル放送サービスを含みます。）に係る加入料並びに視聴料等は含まれません。
- 9 著しく大規模な天災、事変等により、テレビ視聴サービス契約者がテレビ視聴サービスの提供を受けることが著しく困難であると認められる事態が生じた場合には、料金等の全部又は一部を免除することがあります。

第17条（延滞利息）

テレビ視聴サービス契約者が、支払うべき料金等その他の債務を、その支払期日から1ヶ月を経過しても支払わない場合には、当社は、テレビ視聴サービス契約者に対して、支払期日の翌日から起算して完済するまでの間について年14.5%の割合で計算した額を延滞利息として請求できるものとし、

第6章 禁止事項等

第18条（禁止事項）

- 1 テレビ視聴サービス契約者は、次の各号に掲げる行為を行ってはなりません。
 - (1) 当社設備に損害を与える行為
 - (2) テレビ視聴サービスもしくは別契約に基づくサービスに係る当社又は第三者の著作権その他の知的財産権、その他当社又は第三者の権利を侵害し、又は利益を損ない、又はそのおそれのある行為
 - (3) テレビ視聴サービスもしくは別契約に基づくサービスに関する法令等に違反し、又はそのおそれのある行為
 - (4) テレビ視聴サービス契約の申込みの際し、契約締結に必要な事項として当社が求めた事項の全部又は一部について、真実とは異なる事項を告げること
 - (5) 前各号に列挙する行為に準ずる行為
 - (6) 前各号に列挙する行為をそそのかし、助長し、又は容易にする一切の行為
- 2 テレビ視聴サービス契約者が前項に違反して当社又は第三者に損害を与えた場合においては、当社は、当該テレビ視聴サービス契約者に対して損害の賠償を請求することがあります。

第19条（免責事項）

当社は、次の各号に掲げる場合については、損害賠償の責任を負いません。

- (1) 天災、事変及び降雨減衰その他の気象に起因する視聴障害その他の異常
- (2) 当社又は当社が指定する者の責に帰さない事由により生じたテレビ視聴サービスの停止又は画面症状（画像の劣化、ブロックノイズ、画面の静止等を含みます。）
- (3) テレビ視聴サービス契約者、テレビ視聴サービス申込者及び当社（当社が指定する者を含みます。）以外の第三者の行為に起因する視聴障害その他の異常
- (4) 放送内容の変更及び中止

第7章 契約者個人情報の取扱い

第20条（契約者個人情報の取扱い）

- 1 当社は、保有する契約者個人情報については、個人情報保護法、個人情報保護法施行令、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年10月5日個人情報保護委員会規則第3号。その後の改正を含み、以下「個人情報保護法施行規則」といいます。）及び放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン（平成29年4月27日総務省告示第159号。その後の改正を含み、以下「放送受信者等ガイドライン」といいます。）その他関連規則・ガイドラインに基づくほか、当社が放送受信者等ガイドラインに基づいて定めるプライバシーポリシー（以下「プライバシーポリシー」といいます。）及び本約款の規定に基づいて適正に取扱います。
- 2 当社のプライバシーポリシーには、当社が保有する契約者個人情報に関し、利用目的、契約者個人情報により識別される特定の個人（以下「本人」といいます。）が当社に対して行う各種請求に関する手続、苦情処理の手続、その他取扱いに関し必要

な事項を定め、これを当社ホームページ (<https://www.skyperfectv.co.jp/>) において公表します。

- 3 当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、契約者個人情報を取扱うとともに、保有する契約者個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該契約者個人データを遅滞なく消去するよう努めます。

第 2 1 条（契約者個人情報の利用目的等）

- 1 当社は、次の各号に掲げる目的で、契約者個人情報を取扱います。なお、第 4 号及び第 1 0 号に規定する目的での利用については、当該目的での利用停止の求めを受けたときは、利用停止に多額の費用を要する場合その他利用停止を行うことが困難な場合を除き、テレビ視聴サービスの提供に支障がない範囲で遅滞なく利用を停止します。
 - (1) テレビ視聴サービス契約の締結及び継続に関すること
 - (2) テレビ視聴サービスの提供に係る工事施工、アフターサービス及びメンテナンス
 - (3) 料金等の請求及び収納
 - (4) 当社が提供する CS デジタル放送サービス及び 1 1 0 度 BS・CS デジタル放送サービスその他 CS デジタル放送サービスに関する情報の提供（番組等に関するお知らせ、放送内容に関連した情報の提供、当社又は当社が指定する者が提供する放送役務の紹介、当社又は当社が指定する者が発行する番組情報雑誌（他の放送事業者が提供する放送役務に係る情報が含まれることがあります。）の送付、別契約に関連した情報提供）
 - (5) 本人に対する通知、連絡
 - (6) 本人からの問い合わせ、苦情等に対する対応
 - (7) テレビ視聴サービスの向上を目的とした視聴者調査
 - (8) 設備の設置及びアフターサービス
 - (9) テレビ視聴サービスの契約動向及び視聴状況等に関する各種統計処理、匿名加工契約者情報及び仮名加工契約者情報の作成、作成した当該情報の分析並びにテレビ視聴サービスの向上を目的とした分析結果の利用等
 - (1 0) テレビ視聴サービス契約者に対する特典及び情報等の提供
 - (1 1) テレビ視聴サービスの提供に関連しての第三者への提供（次条に該当する場合には限ります。）
 - (1 2) 上記各号に掲げる目的のほか、本約款に定める業務
- 2 当社は、次の各号に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、前項に規定する利用目的を超えて、契約者個人情報を取扱うことはありません。
 - (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
 - (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を

遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

(5) その他個人情報保護法が定める例外に該当するとき。

3 テレビ視聴サービス申込者は、テレビ視聴サービス契約の申込みにあたっては、当社又は当社が指定する者が当該テレビ視聴サービス申込者の要配慮契約者個人情報を取得することについて同意するものとします。

4 当社は、本人から、契約者個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なくこれを通知します。ただし、利用目的を本人が知り得る状態においてあるとき、又は本人に通知することにより次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではなく、利用目的を通知しない場合はその旨を本人に対して通知しません。

(1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 当社の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

(3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

第22条（契約者個人データの第三者提供）

1 当社は、保有する契約者個人データについては、次の各号に掲げる場合を除き、第三者に提供することはありません。（第三者への提供には、次条の規定により契約者個人情報を共同利用する場合及び第24条の規定により契約者個人情報の取扱いを委託する場合は含みません。）ただし、前条第2項各号に該当する場合には、この限りではありません。

(1) 本人が書面等により同意した場合

(2) 本人の求めに応じて当該契約者個人データ（要配慮契約者個人情報、その他個人情報保護法が定める例外に該当するものを除きます。）の第三者への提供を停止することを条件として、次に掲げる事項について、個人情報保護法施行規則で定めるところにより、あらかじめ本人に通知し、又はプライバシーポリシーに定めて本人が容易に知り得る状態におくとともに、個人情報保護委員会に届け出た場合

(ア) 第三者への提供を利用目的とすること

(イ) 第三者に提供される契約者個人データの項目

(ウ) 第三者への提供の手段又は方法

(エ) 本人からの求めに応じて当該契約者個人データの第三者への提供を停止すること

(オ) 本人の求めを受け付ける方法

(カ) 名称、住所及び代表者の氏名

(キ) 第三者に提供される契約者個人データの取得の方法

(ク) 第三者に提供される契約者個人データの更新の方法

(ケ) 契約者個人データの第三者への提供を開始する予定日

(3) テレビ伝送サービスの提供に関連して東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社から請求があった場合

2 当社は、前項の規定により契約者個人データを第三者に提供する場合、当該第三者

の範囲について別表第5号に定めます。

- 3 当社は、料金等の適用又はテレビ視聴サービスの提供にあたり必要があるときは、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社もしくは光コラボ事業者からその料金等の適用又はテレビ視聴サービスを提供するために必要なテレビ視聴サービス契約者の情報を受取ることがあります。
- 4 当社は、テレビ視聴サービス契約の申込みに当たって、当社又は当社の指定する者が外国（本邦の域外にある国又は地域をいいます。以下同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護法施行規則で定めるものを除きます。以下本項において同じ。）にある第三者（契約者個人データの取扱いについて個人情報保護法第四章第二節規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護法施行規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除きます。以下本項において同じ。）に契約者個人データを提供する必要が生じた場合、本人に対して外国の名称、適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報につき提供の上で、別途同意を取得します。

第23条（契約者個人情報の共同利用）

- 1 当社が保有する契約者個人情報を他の者と共同して利用する場合は、共同して利用される契約者個人情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該契約者個人情報の管理について責任を有する者の名称、住所及び代表者の氏名について、プライバシーポリシーに定めます。
- 2 当社は、第5条第4項の規定に基づいてテレビ視聴サービスの申込みを承諾しなかった場合、又は第11条第1項もしくは第4項の規定に基づく契約の解除を行った場合、当該不承諾又は解除事由に該当する事実及び当該テレビ視聴サービス契約者を特定するために必要な最低限の契約者個人情報のうちプライバシーポリシーに定めるものを、他の放送事業者と共同して利用します。この場合において、当該情報の利用目的は、第5条第4項又は第11条第1項もしくは第4項の要件に該当するか否かの判断に限ります。
- 3 前項の場合において、共同して利用する契約者個人情報の管理の責任を負う者の名称、住所及び代表者の氏名はプライバシーポリシーに定めます。

第24条（契約者個人情報の取扱の委託）

- 1 当社は、契約者個人情報の取扱いの全部又は一部を委託することがあります。
- 2 前項の委託をする場合は、契約者個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の契約者個人情報の安全管理（以下「契約者個人情報の安全管理」といいます。）のために適切な措置を講じること等を内容とする選定基準を定め、これに基づいて委託先を選定します。
- 3 当社は、第1項の委託先との間で、契約者個人情報の安全管理のために講じる措置、秘密の保持その他必要な事項を内容とする適切な契約を締結するとともに、委託先

に対する必要かつ適切な監督を行います。

- 4 前項の契約には、第1項の委託先が契約者個人情報の全部又は一部の取扱いを再委託する場合には、第2項及び第3項と同様の措置を講じる旨の内容を含めます。

第25条（安全管理措置）

当社は、契約者個人データの安全管理のため、契約者個人データに係る管理責任者の設置、安全管理規程の作成、従業員に対する監督、取扱いの管理その他放送受信者等ガイドライン第11条から第12条までに規定する措置を講じます。

第26条（本人による開示の求め）

- 1 本人は、当社に対し、プライバシーポリシーに定める手続により、保有契約者個人データの電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法又はその他当社の定める方法のいずれかの方法による開示（契約者個人情報が存在しないときにその旨を知らせることを含みます。以下同じ。）を求めることができます。
- 2 当社は、前項の求めを受けたときは、遅滞なく前項の規定により本人が請求した方法により当該情報を開示します。ただし、当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面の交付による方法で開示することができるものとします。また、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部を開示しないことがあります。
 - (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (2) 当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - (3) 他の法令に違反することとなる場合
- 3 当社は、第2項ただし書の規定に基づき保有契約者個人データの全部又は一部について開示しない場合又は保有契約者個人データが存在しないときは、本人に対し、遅滞なく、文書でその旨を通知し、かつ、その理由を説明するよう努めるものとします。
- 4 本条の規定は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより第三者に個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称、その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録の開示に準用するものとします。

第27条（本人による利用停止等の求め）

- 1 本人は、当社が保有する自己の保有契約者個人データの内容の正確性の確保や利用の適正性を確保するために、プライバシーポリシーに定める手続により、当社に対し、次の各号に掲げる求めを行うことができます。
 - (1) 保有契約者個人データの内容が事実ではないという理由による保有契約者個人データの訂正、追加又は削除
 - (2) 保有契約者個人データが第21条第1項又は第2項の規定に違反して取扱われているという理由による保有契約者個人データの利用の停止又は消去
 - (3) 保有契約者個人データが第22条第1項の規定に違反して第三者に提供されているという理由による保有契約者個人データの第三者への提供の停止
 - (4) 保有契約者個人データが違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により利用されているという理由による保有契約者個人データの停止又

は消去

- (5) 保有契約者個人データを利用する必要がなくなったという理由による保有契約者個人データの利用の停止又は消去
 - (6) 保有契約者個人データの漏洩等が生じたという理由による保有契約者個人データの利用の停止又は消去
 - (7) その他、保有契約者個人データの取り扱いにより本人の権利または正当な利益が害されるおそれがあるという理由による保有契約者個人データの利用の停止又は消去
- 2 当社は、前項の求めに理由があると認めるときは、遅滞なく、求めに応じた措置を講じます。ただし、前項第2号又は第3号の場合において、求めに応じた措置を講じることが、多額の費用を要する場合その他困難な場合であって、本人の権利利益を保護するために必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りではありません。
- 3 当社は、前項により講じた措置の内容（措置を講じない場合はその旨）を本人に対し遅滞なく文書により通知し、かつその理由を説明するよう努めるものとします。

第28条（本人確認と代理人による求め）

- 1 当社は、第21条第4項、第26条第1項又は前条第1項の求めを受けたときは、求めを行う者が本人又は次項の代理人であることの確認を、プライバシーポリシーに定める手続により行います。
- 2 本人は、第21条第4項、第26条第1項又は前条第1項の求めを、代理人によって行うことができます。

第29条（本人の求めに係る手数料）

- 1 当社は、第21条第4項、第26条第1項の求めを受けた場合は、別表第6号に規定する手数料を請求します。
- 2 前項の手数は、当社から本人（この項においてはテレビ視聴サービス契約者に限ります。）に対して通知又は開示をした月の料金等と合わせて収納することができるものとします。
- 3 前二項に規定する場合のほか手数料に係る手続は、プライバシーポリシーに定めません。

第30条（苦情処理）

- 1 当社は、契約者個人情報の取扱いに関する苦情は、適切かつ迅速な処理に努めます。
- 2 前項の苦情処理の手続は、プライバシーポリシーに規定します。

第31条（本人が行う求め及び苦情等の受付窓口）

当社は、第21条第4項、第26条第1項又は第27条第1項に基づく求め、前条に基づく苦情、その他契約者個人情報の取扱いに関する問い合わせについては、次の窓口において受け付けます。

スカパー！カスタマーセンター

個人情報相談窓口

電話番号：03-5571-7989

第32条（保存期間）

当社は、保有する契約者個人データの保存期間を別表第7号に定め、これを超えた契約者個人データについては、遅滞なく消去します。ただし、法令の規定に基づき保存しなければならないときは、この限りではありません。

第33条（契約者個人データの漏えい等があった場合の措置）

- 1 当社は、当社が取扱う契約者個人データの漏えいがあった場合には、本人の連絡先が分からない場合等本人に連絡を取ることが困難な場合であって本人の権利利益を保護するため必要な措置を取る場合を除き、速やかにその事実関係等を本人に通知します。
- 2 当社は、当社が取扱う契約者個人データの漏えい、滅失又はき損があった場合には、速やかにその事実関係及び再発防止対策につき可能な限り公表するよう努めます。
- 3 前二項の規定は、通知又は公表することにより、第26条第2項各号に該当する場合には、この限りではありません。

第8章 その他

第34条（他の契約に係る個人情報の利用等）

- 1 テレビ視聴サービス契約者及びテレビ視聴サービス申込者は、当社がプレミアムサービス光契約及びプレミアムサービス光用受信機等レンタルサービス契約の締結の際もしくは契約履行中に取得した当該契約に係るテレビ視聴サービス契約者及びテレビ視聴サービス申込者の個人情報、並びにテレビ伝送サービス契約の締結の有無を確認する目的で東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社もしくは光コラボ事業者から適正に取得したテレビ伝送サービス契約に係るテレビ視聴サービス契約者及びテレビ視聴サービス申込者の個人情報を、テレビ視聴サービス契約の締結及び当該契約の履行のために利用することに同意するものとします。
- 2 当社が、テレビ視聴サービスの提供に関してテレビ視聴サービス契約者及びテレビ視聴サービス申込者に対して行う通知は、特段の記載のない限り、当社が指定する者が行うことがあります。
- 3 当社は、テレビ視聴サービス契約者の特定取引（放送、通信等に係る取引であって、当社が契約者の当該取引における利便を図ることが必要かつ適当と認めて指定する取引（別契約に係る取引を含みます。）をいいます。）先及び当社の料金請求・収納業務及びこれに付随する業務を同時に行うことがあります。
- 4 当社は、テレビ視聴サービス及び別契約に関して、第21条第1項各号に定める業務（新規契約のご案内、テレビ視聴サービス契約者の契約の維持・管理及び契約者個人情報の管理並びにこれらに関連・付随する業務を含みます。）及びその他本約款に定める業務を行うものとし、当該業務に必要な範囲で、契約者個人情報を利用します。

第 35 条（権利の譲渡）

テレビ視聴サービス契約者は、当社の承諾を得ずにテレビ視聴サービス契約上の権利、義務その他契約上の地位の全部又は一部について譲渡、質入れ、賃貸、担保提供その他の処分等を行うことはできません。

第 36 条（契約上の地位の承継）

- 1 相続又は法人の合併もしくは分割により、テレビ視聴サービス契約者の契約上の地位は承継されるものとします。
- 2 テレビ視聴サービス契約者のテレビ視聴サービス契約上の地位を承継した相続人又は合併後存続する法人、合併もしくは分割により設立された法人もしくは分割により事業を承継する法人（以下「承継者」といいます。）は、速やかに当社が指定する方法により、承継の事実及び当社の指定する事項を当社又は当社が指定する者に通知しなければなりません。
- 3 前項の場合に、承継者が 2 人以上あるときは、そのうち 1 人を当社に対する代表者と定め、前項に定める通知をしていただきます。これを変更したときも同様とします。
- 4 当社は、前項に定める通知があるまでの間、承継者のうちの 1 人を代表者として取り扱います。
- 5 第 2 項から第 4 項の規定にかかわらず、テレビ視聴サービス契約者の地位の承継においての通知がないときは、当社は、そのテレビ視聴サービスに係るテレビ伝送サービス契約者の地位の承継の届出をもって、そのテレビ視聴サービス契約者の地位の承継の通知があったものとみなします。

第 37 条（準拠法・合意管轄）

本約款は、日本国法に従って解釈されるものとし、テレビ視聴サービス契約者は、本約款から生じる全ての紛争等については、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意するものとします。

第 9 章 建物一括契約プラン型料金適用に係る特約条項

第 38 条（特約の適用範囲）

本特約は、第 16 条に基づき、料金等について建物一括契約プラン型料金が適用されるテレビ視聴サービス契約者に適用される事項を定めたものです。

第 39 条（テレビ視聴サービス契約者の義務等）

- 1 テレビ視聴サービス契約者は、テレビ視聴サービス契約者が遵守義務を負担する第 18 条第 1 項規定の禁止事項について、建物一括契約プランによりテレビ視聴サービスの提供を受けることが可能となる居住者（以下「利用居住者」といいます。）にも、これを遵守させる義務を負うものとします。
- 2 利用居住者が第 18 条第 1 項に規定する禁止事項に違反し、当社又は第三者に損害

を与えた場合、当社は、テレビ視聴サービス契約者による前項の義務違反として、これに基づく損害の賠償を請求することができるものとします。

- 3 テレビ視聴サービス契約者が、第10条の規定に基づき、テレビ視聴サービス契約の解除をしようとする場合は、あらかじめ、解除について利用居住者の同意を得なければならないものとします。
- 4 建物一括契約プランによるテレビ視聴サービスの提供に際し、視聴障害が発生した場合、テレビ視聴サービス契約者が、第15条第1項に基づき、速やかに当社又は当社が指定する者に対して視聴障害通知を行うものとし、利用居住者は係る視聴障害通知を行うことができないものとします。
- 5 テレビ視聴サービス契約者は、当社又は当社が指定する者から第15条第2項に規定するテレビ視聴サービスの提供に係る電波の発信の一時的な中止の通知を受けた場合には、かかる通知の内容を利用居住者に対して通知しなければならないものとします。

第40条（免責事項）

当社又は当社が指定する者は、第11条の規定によるテレビ視聴サービス契約の解除に起因する利用居住者のテレビ視聴サービスの利用不能及び前条第3項の規定による利用居住者の同意の有無に起因する一切の損害について、責任を一切負いません。